

令和2年6月8日

## 第441回白石市議会定例会議案

## 目 次

第 3 9 号議案	固定資産評価員の選任について	・・・ 1
第 4 0 号議案	農業委員会委員の任命について	・・・ 2
第 4 1 号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 4
第 4 2 号議案	白石市債権管理条例の一部を改正する条例	・・・ 6
第 4 3 号議案	白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 8
第 4 4 号議案	白石市手数料条例の一部を改正する条例	・・・ 1 0
第 4 5 号議案	平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 1 2
第 4 6 号議案	平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 1 4
第 4 7 号議案	令和元年台風第 1 9 号による災害被害者に対する白石市市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 1 7
第 4 8 号議案	白石市市税条例の一部を改正する条例	・・・ 1 9
第 4 9 号議案	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例	・・・ 2 2
第 5 0 号議案	白石市農産物等販売施設条例	・・・ 2 8
第 5 1 号議案	白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 3 2
第 5 2 号議案	白石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 3 5
第 5 3 号議案	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・ 3 7
第 5 4 号議案	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 3 9
第 5 5 号議案	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 4 2
第 5 6 号議案	白石市児童館条例	・・・ 4 4
第 5 7 号議案	白石市放課後児童クラブ条例	・・・ 4 8

第 3 9 号議案

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 古 山 光 春  
生年月日

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

## 第40号議案

### 農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 白石市  
氏 名 保 科 清 人  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 村 上 さ き  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 齋 藤 重 雄  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 阿 部 祥 夫  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 押 野 一 郎  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 高 橋 和 也  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 木 須 敏 文  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 俊 昭  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 咲 雄  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 吉 川 淑 子  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 良 夫  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 江 戸 千佳雄  
生年月日

住 所 白石市  
氏 名 半 澤 幸 男  
生年月日

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 1 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第52号を第53号とし、第44号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第43号の次に次の1号を加える。

（44） 学校運営協議会の委員

第7条中「第44号」を「第53号」に改める。

第8条ただし書中「第43号」を「第41号」に改める。

別表第2 白石市いじめ問題再調査委員会の委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会の委員	〃	2,000円	
------------	---	--------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 2 号議案

白石市債権管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一



## 白石市債権管理条例の一部を改正する条例

白石市債権管理条例（平成29年白石市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合（商行為によって生じた市の債権にあつては、商法（明治32年法律第48号）第514条に規定する割合）」を「民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 3 号議案

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第 4 4 号議案

白石市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市手数料条例の一部を改正する条例

白石市手数料条例（平成12年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中15の項を削り、15の2の項を15の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 5 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に  
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（令和2年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

17 第1項から第3項まで、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項及び第16項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和元年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。次項において同じ。）を除く旧避難指示区域等、旧居住制限区域等の被保険者については、令和2年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和2年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和元年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和2年7月31日」とする。

18 第1項から第3項まで、第8項、第10項、第12項及び第14項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者については、令和2年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「令和2年度国民健康保険税額の令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和元年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和2年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第 4 6 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料  
の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一



平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 14 第1項から第4項まで、第6項、第8項、第10項、第12項及び第13項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得者（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）が633万円以上である者。次項において同じ。）を除く旧避難指示区域等、旧居住制限区域等に住所を有している者については、令和2年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和2年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和元年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和2年7月31日」とする。
- 15 第1項から第3項まで、第5項、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、旧居住制限区域等の上位所得者については、令和2年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度保険料の全額」とあるのは「令和2年度保険料の令和2年4月分から9月分までの月割相当額」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から令和元年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和2年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災によ

る災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第 4 7 号議案

令和元年台風第 1 9 号による災害被害者に対する白石市市税等の減免  
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

令和元年台風第19号による災害被害者に対する白石市市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

令和元年台風第19号による災害被害者に対する白石市市税等の減免に関する条例（令和元年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

（令和2年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

- 2 第4条第1項の規定に関わらず、同条に係る者については、令和2年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「令和元年度に課する国民健康保険税額のうち納期未到来分の保険税額」とあるのは「令和2年度に課する国民健康保険税額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額」とする。

（令和2年度における介護保険料の減免措置の延長）

- 3 第5条第1項の規定に関わらず、同条に係る者については、令和2年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「令和元年度に課する介護保険料額のうち納期未到来分の保険料額」とあるのは「令和2年度に課する介護保険料額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額」とする。

（令和2年度における減免の申請）

- 4 前2項の規定による令和2年度分の国民健康保険税及び介護保険料の減免の申請に係る第6条の規定の適用については、同条中「第2条から第5条まで」とあるのは「第4条及び第5条」と、「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（令和元年度分の申請済者を除く。）」と、「令和2年1月31日」とあるのは「令和2年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の令和元年台風第19号による災害被害者に対する白石市市税等の減免に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第 4 8 号議案

白石市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例(昭和30年白石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物を含む。)とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第38条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第39条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 白石市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第38条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第40条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第41条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

第49号議案

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による  
白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による  
白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により収入が減少した等の者で国民健康保険税の納税義務のある者（以下「納税義務者」という。）及び介護保険料の納付義務のある者（以下「納付義務者」という。）に対する国民健康保険税及び介護保険料の軽減又は免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険税の減免)

第2条 市長は、生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）が感染症の影響により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該生計維持者と同一世帯の納税義務者に対しては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税額について、それぞれの区分により算出した額を減免する。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用するものとする。

(1) 感染症により、生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯  
全部

(2) 感染症の影響により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯 別表第1により算出した対象保険税額に、別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

ア 世帯の生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（介護保険料の減免）

第3条 市長は、生計維持者が感染症の影響により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該生計維持者と同一世帯の納付義務者に対しては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている介護保険料額について、それぞれの区分により算出した額を減免する。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用するものとする。

（1） 感染症により、その属する世帯の生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 全部

（2） 感染症の影響により、その属する世帯の生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者 別表第3により算出した対象保険料額に、別表第4の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

ア 世帯の生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる世帯の生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（減免の申請）

第4条 前2条の規定により国民健康保険税及び介護保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、減免申請書を令和3年1月3

1日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(減免の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他の不正行為により国民健康保険税及び介護保険料の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

対象保険税額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：被保険者の属する世帯の生計維持者及び当該世帯に属する全て被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第2（第2条関係）

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

備考 生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。

別表第3（第3条関係）

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：第一号被保険者の属する世帯の生計維持者の前年の合計所得金額

別表第4（第3条関係）

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

備考 生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

第50号議案

白石市農産物等販売施設条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市農産物等販売施設条例

白石市農産物等販売施設条例（平成30年白石市条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市農産物等販売施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地域で生産される農産物及び地域特産品（以下「農産物等」という。）を地域内で消費者に直接販売することにより、流通構造の効率化と農産物等の消費拡大を図り、もって地域農業及び地域産業の活性化に資するため、白石市農産物等販売施設（以下「直売所」という。）を設置する。

2 直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
おもしろいし市場	白石市福岡長袋字八斗蒔20番地1

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に直売所の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第2条第1項に規定する設置の目的を達成するための事業に関する業務
- （2） 直売所の利用の許可に関する業務
- （3） 直売所の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（休館日及び開館時間）

第5条 直売所の休館日及び開館時間（以下「休館日等」という。）は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。また、休館日等を臨時に

変更する場合においても同様とする。

(利用許可等)

第6条 直売所を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、直売所の利用が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設、附属設備等を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他直売所の設置の目的に反するとき。

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、前条の規定により直売所の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則の定めに違反した場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

3 利用者が直売所の利用を取りやめようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金)

第8条 直売所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、売上金額の30パーセントを上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について、市長の承認を受けなければならない。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

2 利用者は、直売所を利用したときは、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、支払を受けた利用料金は返還しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。



(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者は、前項の基準を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により直売所の施設、附属設備等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年白石市条例第16号）の規定による指定管理者の指定の手續等に関し必要な行為並びにこの条例による改正後の白石市農産物等販売施設条例第5条の規定による休館日等の承認及び第8条第1項の規定による利用料金の承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

第51号議案

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険条例（昭和34年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し、3項、見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 附則第6項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給を受けべき者が、同一の事由につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、傷病手当金に相当する給付を受けることができる場合には、傷病手当金の支給は行わない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市国民健康保険条例附則第6項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

第 5 2 号議案

白石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

白石市後期高齢者医療に関する条例（平成20年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 3 号議案

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び」を削り、「24,300円」を「19,440円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「24,300円」を「19,440円」に、「40,500円」を「32,400円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「24,300円」を「19,440円」に、「46,980円」を「45,360円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市介護保険条例（以下「改正後条例」という。）の規定は令和2年4月1日から適用する。

#### （適用区分）

- 2 改正後条例第2条の規定は、令和2年度分の介護保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。



第 5 4 号議案

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

## 附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第55号議案

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

第56号議案

白石市児童館条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市児童館条例

白石市児童館設置条例（昭和46年白石市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、かつ、情操を豊かにするため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、白石市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

2 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市第一児童館	白石市字亙理町37番地1
白石市第二児童館	白石市字白石沖6番地3

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1項に規定する児童館の設置の目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 児童館の利用の許可に関する業務
- (3) 児童館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に児童館の管理を行わなければならない。

（開館時間）

第6条 児童館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

る。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(4) その他児童館の運営上、市長が特に必要と認めた日

(利用対象者)

第8条 児童館を利用することができる者は、市内に在住する児童（児童福祉法第4条に規定する児童をいう。以下同じ。）とする。ただし、児童館において児童福祉の増進を目的とする集会等を開催する場合にあっては、当該集会等の関係者であると指定管理者が認めた場合に限り、市内に在住する児童以外の者であっても、児童館を利用することができる。

(利用の許可等)

第9条 児童館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、児童館の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他児童館の設置の目的に反するとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の定め違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。



2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

3 利用者は、児童館の利用を取りやめようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により児童館の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年白石市条例第16号）の規定による指定管理者の指定の手續等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に白石市児童館管理規則（昭和46年白石市規則第11号）第8条の規定による許可を受けている者は、この条例による改正後の白石市児童館条例第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

第57号議案

白石市放課後児童クラブ条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月8日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市放課後児童クラブ条例

白石市放課後児童クラブ条例（平成17年白石市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、同法第34条の8第1項の規定に基づき、白石市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

2 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
第一児童館放課後児童クラブ	白石市字亙理町37番地1
白石第一小学校放課後児童クラブ	白石市字半沢屋敷前2番地2
第二児童館放課後児童クラブ	白石市字白石沖1番地1、6番地3

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に児童クラブの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第2条第1項に規定する児童クラブの設置の目的を達成するための事業に関する業務
- （2） 児童クラブの利用の許可に関する業務

(3) 児童クラブの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に児童クラブの管理を行わなければならない。

(開所時間)

第6条 児童クラブの開所時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 学校授業日 授業終了後から午後6時30分まで

(2) 土曜日 午前8時30分から午後6時まで

(3) 白石市立学校の管理に関する規則(昭和32年白石市教育委員会規則第1号)第3条第1項第3号から第8号までに掲げる休業日及び同規則第5条の規定により休業日へ振り替えられた日 午前8時から午後6時30分まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、児童クラブの開所時間を延長することができる。この場合において、延長することができる時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 学校授業日 午後6時30分から午後7時まで

(2) 土曜日 午前8時から午前8時30分まで及び午後6時から午後7時まで

(3) 白石市立学校の管理に関する規則第3条第1項第3号から第8号までに掲げる休業日及び同規則第5条の規定により休業日へ振り替えられた日 午後6時30分から午後7時まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、児童クラブの開所時間を変更することができる。

(休所日)

第7条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) その他児童クラブの運営上、市長が特に必要と認めた日  
(利用対象者)

第8条 児童クラブを利用できる者は、保護者の就労等により昼間家庭において保護を受けることができない市内の小学校に通学する児童とする。

(利用の許可等)

第9条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブの利用を許可しないことができる。

- (1) 児童クラブの定員又は受入可能人数を超過するとき。
- (2) 指定管理者が、児童クラブの集団生活又は管理運営に支障が生じるおそれがあると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用の許可を受けた児童（以下「利用児童」という。）又は利用児童の保護者（以下「保護者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用児童に係る利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 利用児童が、第8条に規定する対象要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 利用児童が、特別の理由がなく、長期にわたり児童クラブを利用しないとき。
- (3) 保護者が、特別の理由がなく、次条に規定する利用料金を滞納したとき。
- (4) 利用児童が、白石市立学校の管理に関する規則（昭和32年白石市

教育委員会規則第1号)第10条第1項の規定による小学校の出席停止処分を受けているとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって利用児童又は保護者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

3 利用児童が児童クラブの利用を取りやめようとするときは、保護者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金)

第11条 保護者は、児童クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、指定管理者に支払わなければならない。

2 利用児童1人当たりの利用料金は、別表に定める額を上限として、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 月又は利用期間の途中で児童クラブの利用を開始し、又は中止した場合の利用料金については、日割り計算による減額を行わない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の還付)

第12条 既に支払いを受けた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(実費負担)

第14条 指定管理者は、行事の開催等で特別な経費が発生したときは、保護者に対し、実費負担を求めることができる。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により児童クラブの施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年白石市条例第16号）の規定による指定管理者の指定の手續等に関し必要な行為及びこの条例による改正後の白石市放課後児童クラブ条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定による利用料金の承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の白石市放課後児童クラブ条例第4条第1項の許可を受けている者は、新条例第9条第1項及び第2項の許可を受けたものとみなす。

別表（第 11 条関係）

利用区分	料金区分	第 6 条第 1 項に規定する開所時間に児童クラブを利用する場合	第 6 条第 2 項に規定する延長時間に児童クラブを利用する場合
通年利用	月額	6,000円	2,000円
学年始及び学年末休業の期間のみ利用	総額	6,000円	2,000円
夏季休業（7月）の期間のみ利用	〃	6,000円	2,000円
夏季休業（8月）の期間のみ利用	〃	6,000円	2,000円
冬季休業の期間のみ利用	〃	6,000円	2,000円
秋季休業の期間、振替休業日及び臨時休業日のみ利用	〃	6,000円	2,000円